

## 議案第 15 号

### 令和 6 年度小松島市水道事業会計予算

( 総 則 )

第 1 条 令和 6 年度小松島市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

( 業務の予定量 )

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| (1) 給 水 戸 数       | 16,840 (戸)    |
| (2) 年 間 総 配 水 量   | 6,033,890 (屯) |
| (3) 1 日 平 均 配 水 量 | 16,531 (屯)    |
| (4) 主 な 建 設 改 良 費 |               |
| ① 建 設 改 良 費       | 77,944 千円     |
| ② 配 水 設 備 改 良 費   | 368,244 千円    |
| ③ 営 業 設 備 費       | 13,299 千円     |

( 収益的収入及び支出 )

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| 第 1 款 水 道 事 業 収 益 | 789,550 千円 |
| 第 1 項 営 業 収 益     | 735,535 千円 |
| 第 2 項 営 業 外 収 益   | 54,010 千円  |
| 第 3 項 特 別 利 益     | 5 千円       |

#### 支 出

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| 第 1 款 水 道 事 業 費 用 | 698,348 千円 |
| 第 1 項 営 業 費 用     | 632,185 千円 |
| 第 2 項 営 業 外 費 用   | 65,213 千円  |
| 第 3 項 特 別 損 失     | 850 千円     |
| 第 4 項 予 備 費       | 100 千円     |

( 資本的収入及び支出 )

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める( 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額385,586千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額32,660千円及び損益勘定留保資金352,926千円で補てんするものとする。 )。

収 入

第1款	資本的収入	296,625千円
第1項	企業債	240,000千円
第2項	補助金	45,515千円
第3項	負担金	1,320千円
第4項	加入金	9,790千円

支 出

第1款	資本的支出	682,211千円
第1項	建設改良費	459,487千円
第2項	企業債償還金	219,996千円
第3項	国庫補助金返還金	2,728千円

( 債務負担行為 )

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
漏水調査業務	令和7年度	10,330千円
料金改定計画策定業務	令和7年度	11,628千円
水道料金等徴収業務	令和7年度～令和11年度	264,990千円
中央監視装置更新業務	令和7年度	59,258千円
田浦配水池及び送配水管更新基本設計業務	令和7年度	32,228千円

( 企業債 )

第6条 起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率及び償還の方法は, 次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	240,000千円	証書借入又は証券発行	年利5%以内 (ただし, 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について, 利率の見直しを行った後においては, 当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし, 財政上の都合により償還年限を短縮し, 若しくは繰上償還又は低利に借り替えることができる。

( 一時借入金 )

第7条 一時借入金の限度額は, 100,000千円と定める。

( 予定支出の各項の経費の金額の流用 )

第8条 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用。

( 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 )

第9条 次に掲げる経費については, その経費の金額を, それ以外の経費の金額に流用し, 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は, 議会の議決を経なければならない。

職員給与費 139,979千円

( 他会計からの補助金 )

第10条 児童手当の補助金として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は, 260千円である。

( たな卸資産の購入限度額 )

第11条 たな卸資産の購入限度額は, 25,727千円と定める。

令和6年3月4日提出

小松島市長 中山 俊雄